

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

## 1. 補助金の内容

|                  |  |        |       |         |         |
|------------------|--|--------|-------|---------|---------|
| 補助金名称            | 消防施設等整備補助金   |        | 補助金番号 | H1-1    |         |
| 所管部署             | 危機管理部 危機管理対策推進課  |        |       |         |         |
| 根拠名称<br>(交付規則以外) | 消防施設等整備補助金交付要綱   |        |       |         |         |
| 交付の目的            | 自主的に消防施設等(消防又は防災の用に供する施設、設備等をいう。)の整備を行う住民組織に対し、消防施設等整備補助金を交付することにより、本市内における消防施設等の整備を促進し、もって市民の生命及び財産の保護に資することを目的とする。 |        |       |         |         |
| 補助対象経費           | ① 消防ポンプ庫の新築又は改築<br>② 消防ポンプ庫の増築又は修理<br>③ 火の見やぐら、サイレン、ホース乾燥器具その他消防設備、機器等の新設又は修理<br>④ 貯水槽、防火水槽その他これらに類するものの新設、増設又は修理    |        |       |         |         |
| 補助率・補助額          | 定額補助   |        |       |         |         |
| 交付先              | 市内で活動を行う不特定団体  |        |       |         |         |
| 開始年度             | 昭和54 年度  | 終期年度   | 年度    | サンセット期日 | 令和7 年度末 |
| 補助金性質分類          | 制度的補助  | 団体運営補助 | 事業費補助 | ○       | その他     |
| 法令等での義務付け        | なし   | 法令等名称  |       |         |         |

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

|      | H31(R1) | R2  | R3  | R4  |
|------|---------|-----|-----|-----|
| 予算額  | 1,000   | 900 | 800 | 800 |
| 決算額  | 0       | 700 | 299 | /   |
| 特定財源 | 国庫支出金   |     |     |     |
|      | 府支出金    |     |     |     |
|      | その他     |     |     |     |
| 一般財源 | 0       | 700 | 299 |     |

(件)

|      |   |   |   |  |
|------|---|---|---|--|
| 交付実績 | 0 | 1 | 1 |  |
|------|---|---|---|--|

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

| 視点  | チェックポイント  | チェック | 理由・詳細等<br>(不適合の場合は対応案・改善策を記入)                                    |
|-----|---|------|--|
| 公益性 | 補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。  | ✓    | 市民の生命及び財産の保護を推進するものである。  |
| 必要性 | 関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。                   | ✓    | 市民生活における防災対策として、地域における防災対策として、地域における消防施設整備を促進するためには、当該補助金は必要不可欠。 |
|     | 現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)         | ✓    | 市民生活における防災対策として、地域における防災対策として、地域における消防施設整備を促進するためには、当該補助金は必要不可欠。 |
| 有効性 | 期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)      | ✓    | 自治会館等と併設されていることも多く、自治会館の建て替え等と同時に消防施設の整備が行われている。                 |
|     | 補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。                    | ✓    | 住民組織の自主的な消防施設等の整備を図るためには委託や直接執行より、補助金の交付が適正である。                  |
| 公平性 | 要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。 | ✓    | 要件を満たす住民組織(団体)が補助金の対象となっている。                                     |

|     |  |   |  |
|-----|--|---|--|
| 妥当性 | 全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。                        | ✓ | 消防ポンプ庫の新築70万円、増築30万円、火の見やぐらの新設10万円、防火水槽の新築30万円等、対象施設や工事内容の違いにより、上限額を設定している。(1000円未満の端数は切り捨て) |
|     | 補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)                 | ✓ | 交付要綱に定めている。  |
|     | 補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など) | ✓ | ホームページで周知を図っている。   |

## ②補助金性質分類別の視点

### [事業費補助]

| 該当 | チェックポイント                             | チェック | 理由・詳細等<br>(不適合の場合は対応案・改善策を記入)                |
|----|--------------------------------------|------|--|
| ○  | 市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。 | ✓    | 市民が安心して暮らせる安全なまちづくりの推進を目的とするものであり、公益上必要と考える。 |
|    | 交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。 | ✓    | 消防施設等の整備には高額な経費が必要となるため、補助金交付が客観的に認められる。     |

## 4. 補助金の今後の方向性

| 方向性              | 現状のまま継続   |
|------------------|---|
| 上記方向性を<br>選択した理由 | 老朽化による消防団車庫の建て替え・移設・修繕等の相談が、消防団や自治会長等から定期的にあり、順次 工事等を実施している状況である。今後も必要であると考えます。 |
| 対応完了・廃止予定時期      |   |

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

## 1. 補助金の内容

|                  |   |        |    |         |        |   |
|------------------|---|--------|----|---------|--------|---|
| 補助金名称            | 止水板設置費補助金   |        |    | 補助金番号   | H1-2   |   |
| 所管部署             | 危機管理部 危機管理対策推進課                                   |        |    |         |        |   |
| 根拠名称<br>(交付規則以外) | 枚方市止水板設置費補助金交付要綱                                  |        |    |         |        |   |
| 交付の目的            | 浸水被害を軽減させるためのソフト対策の1つとして、止水板を設置した市民・事業者に対して補助を実施。 |        |    |         |        |   |
| 補助対象経費           | 止水板及びその設置に係る工事費(止水製品も助成対象とする)                     |        |    |         |        |   |
| 補助率・補助額          | 定率補助  |        |    |         |        |   |
| 交付先              | 止水板の設置を行なった個人・事業者                                 |        |    |         |        |   |
| 開始年度             | 平成26年度  | 終期年度   | 年度 | サンセット期日 | 令和7年度末 |   |
| 補助金性質分類          | 制度的補助   | 団体運営補助 |    | 事業費補助   | その他    | ○ |
| 法令等での義務付け        | なし  | 法令等名称  |    |         |        |   |

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

|      | H31(R1) | R2    | R3    | R4    |
|------|---------|-------|-------|-------|
| 予算額  | 2,500   | 2,500 | 1,370 | 2,500 |
| 決算額  | 0       | 0     | 1,230 |       |
| 特定財源 | 国庫支出金   |       |       | /     |
|      | 府支出金    |       |       |       |
|      | その他     |       |       |       |
| 一般財源 | 0       | 0     | 1,230 |       |

(件)

|      |   |   |   |  |
|------|---|---|---|--|
| 交付実績 | 0 | 0 | 4 |  |
|------|---|---|---|--|

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

| 視点  | チェックポイント  | チェック | 理由・詳細等<br>(不適合の場合は対応案・改善策を記入)                            |
|-----|---|------|--|
| 公益性 | 補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。  | ✓    | 市内の住宅又は事業所における浸水対策の軽減を目的としているため、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。 |
| 必要性 | 関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。                   | ✓    | 地域防災力の強化面において必要。   |
|     | 現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)         |      | 浸水被害を軽減する方法の一つとして有効である。                                  |
| 有効性 | 期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)      | ✓    | いつ起こるかかわからない災害への対策として、効果をあげる見込みがある。                      |
|     | 補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。                    | ✓    | 補助する金額が各工事によって、大幅に相違することから、補助金交付が適正で効果的な手法。              |
| 公平性 | 要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。 | ✓    | 要件を満たす個人や事業所を補助金交付の対象としている。                              |

|     |  |   |  |
|-----|--|---|--|
| 妥当性 | 全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。                        | ✓ | 要した費用の1/2とし、上限50万円としている(1000円未満の端数は切り捨て) |
|     | 補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)                 | ✓ | 交付要綱に定めている。                              |
|     | 補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など) | ✓ | ホームページや防災ガイドで交付要綱を公表している。                |

## ②補助金性質分類別の視点

[その他]

| 該当 | チェックポイント           | チェック | 理由・詳細等<br>(不適合の場合は対応案・改善策を記入)         |
|----|--------------------|------|---------------------------------------|
| ○  | 他の類似制度と重複が無いか確認した。 | ✓    | 止水板の設置は浸水被害を防ぐものであり、他の類似制度はなく、独立性がある。 |

## 4. 補助金の今後の方向性

| 方向性              | 改正・改善して継続  |
|------------------|--|
| 上記方向性を<br>選択した理由 | 本補助金はH24、25の内水被害発生を機に、ソフト面での対策として新設された制度である。以後、ハード面の整備は行われているが、工事が完了しても浸水エリアに大きな変更はなく、今後も自助の観点から、止水板設置における当該補助金は必要不可欠であると考え。また、現在補助の対象としていない水士嚢などの消耗品も補助の対象とするよう見直しを行っていく。 |
| 対応完了・廃止予定時期      | 令和7年度末   |